



りんごちゃんが十和田市の魅力を発信しています

昨年度から、ものまねタレント「りんごちゃん」を本市の観光大使に任命し、市のPR・イメージアップにつながる宣伝を行っています。

6月から市の公式YouTubeチャンネルで、「りんごちゃん&行く十和田湖カヌー体験」の動画を公開しています。得意のものまねを織り交ぜながら、楽しく紹介しています。順次、奥入瀬渓流や現代美術館のPR動画も公開予定ですので、ぜひ皆さんもご覧の上、友人・知人へもお知らせください。

問とわだ産品販売戦略課 ☎ 6743



農業体験の受け入れ会員募集

十和田農業体験連絡協議会では、農業体験や民泊を通して、自然と触れ合うことの良さを知ってもらいながら、心と心の交流を図り、十和田の魅力を発信する活動を行っています。

現在はコロナの影響で体験数は少ないですが、19人の会員が体験者の受け入れ活動に励んでいます。

農業体験のみの受け入れ農家や、農家ではないが民泊をやってみたいという人も募集していますので、お問い合わせください。

申問 十和田農業体験連絡協議会  
事務局・高屋  
☎ 080-8206-5608



十和田市のおいしい情報を随時発信しています

● Facebook ●

十和田市農林商工部 / おいしい十和田



● Instagram ●

青森県十和田市農林商工部公式  
#おいしい十和田



あなたの街の

法律相談

～第56回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「夫婦の住宅の贈与」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎ 6777

Q 長年連れ添った夫が亡くなり、相続人は妻である私と息子1人です。夫から生前、同居していた家(価値500万円)を贈与されていました。夫の遺産は500万円の預金だけです。息子から、既に500万円分の贈与を受けているのだから、預金は全額自分が相続すると言われていました。

A 生前贈与は、相続の場面では「特別受益」とされ、死亡

した時の遺産に加えて計算されます。今回の件では家500万円+預金500万円の計1,000万円が遺産となり、それを妻と息子で2分の1ずつ相続することになります。そうすると、妻は既に価値500万円の家を受け取っているの、原則は、息子の言う通りの結論になります。

しかし、亡夫が夫婦で協力して築いた家を生前贈与したのは、貢献してくれた妻に報いるため、また、残された妻の生活保障のためであったと考えられます。相続の計算とは別に贈与する意思だったと考えるのが自然です。そこで、現在の民法では、このような故人の意思を法律で「推定」することにより、遺産に加えないことにしています。今回の件では、生前贈与された家の価値は遺産に加えず、遺産は預金500万円だけとなります。それを妻と息子とで250万円ずつ分け合うこととなります。

Q どんな生前贈与でも「推定」が認められるのですか。

A いいえ。①婚姻から20年以上の夫婦で②居住用不動産を贈与したときに限定されています。また、令和元年7月1日以降の贈与が対象です。

Q 婚姻20年未満の夫婦が、相続に影響されずに生前贈与したいときは、どうすればよいですか。

A 法律による故人の意思の「推定」ではなく、贈与の意思を「事実」として残しておきましょう。例えば、「特別受益として持ち戻す必要はない」などと贈与の意思を文書で明確にしておけば良いでしょう。

(文責 弁護士 十枝内 亘)  
弁護士法人十枝内総合法律事務所  
☎ 24005